

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 23 年 2 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 統計調査の承認等の状況（総括表）	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	2
届出統計調査の受理	3
2 基幹統計調査の承認	4
社会生活基本調査（平成23年承認）（総務省）	4
3 一般統計調査の承認	6
通信・放送産業動態調査（平成23年承認）（総務省）	6
地域児童福祉事業等調査（平成23年承認）（厚生労働省）	8
住宅手当緊急特別措置事業全国調査（平成23年承認）（厚生労働省）	10
建設機械動向調査（平成23年承認）（経済産業省・国土交通省）	12
所得再分配調査（平成23年承認）（厚生労働省）	13
労働災害動向調査（平成23年承認）（厚生労働省）	14
法人企業統計調査附帯調査（「リース取引に関する会計基準」の適用について） （平成23年承認）（財務省）	16
4 届出統計調査の受理	18
(1) 新規	18
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定実態調査（平成23年届出）（浜松市）	18
鳥取県内貿易実態情報収集調査（平成23年届出）（鳥取県）	22
鳥取県物流実態調査（平成23年届出）（鳥取県）	23
市町村歯科健康診査（検診）実績報告（平成23年届出）（千葉県）	24
大阪市産業廃棄物処理実態調査（平成23年届出）（大阪市）	25
春季賃上げ及び一時金（夏季及び年末）要求・妥結状況調査（平成23年届出） （愛知県）	28
通勤に関するアンケート調査（平成23年届出）（北九州市）	30
静岡県内企業海外展開状況調査（平成23年届出）（静岡県）	31
静岡県輸出入状況調査（平成23年届出）（静岡県）	32
コミュニティビジネス実態調査（平成23年届出）（千葉県）	33
緑化木需要動向調査（平成23年届出）（愛知県）	34
大阪・関西の外資系企業の立地動向に関するアンケート調査（平成23年届出）	

(大阪府)	35
(2) 変更	36
北九州市企業景況調査(平成23年届出)(北九州市)	36
介護保険事業計画策定に向けての実態調査(平成23年届出)(神戸市)	37
札幌市人口移動実態調査(平成23年届出)(札幌市)	42
岐阜県輸出関係調査(平成23年届出)(岐阜県)	44
岩手県生産動態統計調査(平成23年届出)(岩手県)	45
大阪府産業廃棄物処理実態調査(平成23年届出)(大阪府)	46
(参考)基幹統計の指定	49

〔利用上の注意〕

- 1 「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下、「本月報」という。)中で「指定統計」とは、改正前の統計法(昭和22年法律第18号。以下「旧統計法」という。)第2条の規定に基づき、総務大臣が指定した統計をいう。
- 2 本月報中で「指定統計調査」とは、旧統計法下において、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 3 本月報中で「承認統計調査」とは、改正後の統計法(平成19年法律第53号。以下「新統計法」という。)により廃止された統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。
- 4 本月報中で「届出統計調査」とは、旧統計法下にあつては、第8条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいい、新統計法下にあつては、第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。
- 5 本月報中で「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する統計をいう。旧統計法下の指定統計のうち、新統計法施行の段階(平成21年4月1日)で引き続き作成されていたものについては、基幹統計に移行している。
- 6 本月報中で「基幹統計調査」とは、基幹統計を作成するために行われた統計調査をいう。
- 7 本月報中で「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 本月報中の目次等における調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記しているものである。

基幹統計調査の承認

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
社会生活基本調査	総務大臣	<p>承認事項の変更 調査事項の変更 ア)「勤務形態」の追加。 イ)「年次有給休暇の取得日数」の追加。 ウ)「携帯電話やパソコンの使用状況等」の削除。等 調査方法の変更 ア)調査票Bの調査方法について、調査員調査から、オンライン調査と調査員調査の併用に変更。 イ)コールセンターの設置。</p> <p>集計事項の変更 ア)ワーク・ライフ・バランス、NPO・ボランティア活動、介護・育児などに関する集計の充実。 イ)調査票Bにおける生活時間調査の集計項目の一部細分化。</p>	H23.2.1

注)本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な内容を掲載したものである。

一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H23.2.2	通信・放送産業動態調査	総務大臣
H23.2.4	地域児童福祉事業等調査	厚生労働大臣
H23.2.4	住宅手当緊急特別措置事業全国調査	厚生労働大臣
H23.2.22	建設機械動向調査	経済産業大臣・ 国土交通大臣
H23.2.23	所得再分配調査	厚生労働大臣
H23.2.23	労働災害動向調査	厚生労働大臣
H23.2.28	法人企業統計調査附帯調査（「リース取引に関する会計基準」の適用について）	財務大臣

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査について掲載したものである。

届出統計調査の受理

(1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23.2.4	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定実態調査	浜 松 市 長
H23.2.7	鳥取県内貿易実態情報収集調査	鳥 取 県 知 事
H23.2.7	鳥取県物流実態調査	鳥 取 県 知 事
H23.2.10	市町村歯科健康診査（検診）実績報告	千 葉 県 知 事
H23.2.10	大阪市産業廃棄物処理実態調査	大 阪 市 長
H23.2.14	春季賃上げ及び一時金（夏季及び年末）要求・妥結状況調査	愛 知 県 知 事
H23.2.14	通勤に関するアンケート調査	北 九 州 市 長
H23.2.16	静岡県内企業海外展開状況調査	静 岡 県 知 事
H23.2.16	静岡県輸出入状況調査	静 岡 県 知 事
H23.2.16	コミュニティビジネス実態調査	千 葉 県 知 事
H23.2.17	緑化木需要動向調査	愛 知 県 知 事
H23.2.21	大阪・関西の外資系企業の立地動向に関するアンケート調査	大 阪 府 知 事

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（新規）について掲載したものである。

(2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H23.2.4	北九州市企業景況調査	北 九 州 市 長
H23.2.10	介護保険事業計画策定に向けての実態調査	神 戸 市 長
H23.2.14	札幌市人口移動実態調査	札 幌 市 長
H23.2.17	岐阜県輸出関係調査	岐 阜 県 知 事
H23.2.17	岩手県生産動態統計調査	岩 手 県 知 事
H23.2.21	大阪府産業廃棄物処理実態調査	大 阪 府 知 事

注）本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に届け出られた統計調査の受理（変更）について掲載したものである。

基幹統計調査の承認

【調査名】 社会生活基本調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年2月1日

【実施機関】 総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室

【目的】 社会生活基本統計（統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、国民の生活時間の配分及び国民の生活行動を詳細に把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和51年以来5年ごとに実施されている。

【調査の構成】 1 - 社会生活基本調査（調査票A） 2 - 社会生活基本調査（調査票B）

【公表】 インターネット（調査票A：調査年の翌年9月末日、調査票B：調査年の翌年12月末日）及び印刷物

【調査票名】 1 - 社会生活基本調査（調査票A）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）世帯及び世帯員 （抽出枠）平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）世帯：79,000/50,000,000 世帯員：190,000/116,000,000 （配布）調査員（取集）調査員（記入）併用 （把握時）調査年の10月20日現在（ただし、生活時間配分については、調査年の10月15日～23日までの9日間のうち、調査区ごとに、総務大臣が定める2日間とする。生活行動については、過去1年間の状態を調査する。）（系統）総務省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年10月6日～10月29日

【調査事項】 1. すべての世帯員に関する事項（1）世帯主との続柄、（2）出生の年月又は年齢、（3）在学、卒業等教育又は保育の状況、2. 10歳未満の世帯員に関する事項（育児支援の利用の状況） 3. 10歳以上の世帯員に関する事項（1）氏名、（2）男女の別、（3）配偶の関係、（4）学習・研究活動の状況、（5）ボランティア活動の状況、（6）スポーツ活動の状況、（7）趣味・娯楽活動の状況、（8）旅行・行楽の状況、（9）生活時間配分及び天候、4. 15歳以上の世帯員に関する事項（1）介護の状況、（2）就業状態、（3）就業希望の状況、（4）従業上の地位、（5）勤務形態、（6）年次有給休暇の取得日数、（7）仕事の種類、（8）所属の企業全体の従業者数、（9）ふだんの1週間の就業時間、（10）希望する1週間の就業時間、（11）通勤時間、（12）ふだんの健康状態、（13）仕事からの年間収入、5. 60歳以上の世帯員に関する事項（子の住居の所在地） 6. 世帯に関する事項（1）世帯の種類、（2）10歳以上の世帯員数、（3）10歳未満の世

帯員数、(4)住居の種類、(5)自家用車の所有の状況、(6)世帯の年間収入、(7)介護支援の利用の状況、(8)不在者の有無

【調査票名】 2 - 社会生活基本調査(調査票B)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)世帯及び世帯員 (抽出枠)平成17年国勢調査調査区

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)世帯:5,000/50,000,000 世帯員:10,000/116,000,000 (配布)調査員(収集)調査員・オンライン (記入)併用 (把握時)調査年の10月20日現在(ただし、生活時間配分については、調査年の10月15日~23日までの9日間のうち、調査区ごとに、総務大臣が定める2日間とする。生活行動については、過去1年間の状態を調査する。)(系統)総務省-都道府県-調査員-報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成23年10月6日~10月29日

【調査事項】 1.すべての世帯員に関する事項(1)世帯主との続柄、(2)出生の年月又は年齢、(3)在学、卒業等教育又は保育の状況、2.10歳未満の世帯員に関する事項(育児支援の利用の状況)、3.10歳以上の世帯員に関する事項(1)氏名、(2)男女の別、(3)配偶の関係、(4)携帯電話、パーソナルコンピュータその他の情報通信に関連する機器の使用の状況、(5)生活時間配分及び天候、4.15歳以上の世帯員に関する事項(1)介護の状況、(2)就業状態、(3)従業上の地位、(4)勤務形態、(5)年次有給休暇の取得日数、(6)仕事の種類、(7)ふだんの1週間の就業時間、(8)希望する1週間の就業時間、(9)ふだんの健康状態、(10)仕事からの年間収入、5.世帯に関する事項(1)世帯の種類、(2)10歳以上の世帯員数、(3)10歳未満の世帯員数、(4)住居の種類、(5)自家用車の所有の状況、(6)世帯の年間収入、(7)介護支援の利用の状況、(8)不在者の有無

一般統計調査の承認

【調査名】 通信・放送産業動態調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年2月2日

【実施機関】 総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課情報通信経済室

【目的】 通信・放送産業を構成する電気通信業、放送業及び有線テレビジョン放送業の活動を動態的に把握し、機動的な情報通信政策の企画推進に資するとともに、通信・放送産業の健全な発展を図るための基礎資料とする。

【沿革】 本調査は、平成7年度から実施されているが、本調査とサービス産業動向調査（総務省実施の一般統計調査）とは、調査対象となる事業所が重複する場合がある。

そこで、重複排除及び報告者の負担軽減の観点から、平成21年調査までは、両調査の対象となった事業所（重複対象事業所）用に別途調査票を作成し、その中において「従業者の状況」を一括して把握していた。

しかし、その後の両調査間の調整により、「従業者の状況」については、サービス産業動向調査で把握することになったため、平成22年から重複対象事業所用の調査票が廃止された。

【調査の構成】 1 - 通信・放送産業動態調査調査票（電気通信事業用） 2 - 通信・放送産業動態調査調査票（放送事業用） 3 - 通信・放送産業動態調査調査票（有線テレビジョン放送事業用）

【公表】 印刷物及びインターネット（調査票回収終了からおおむね1か月後）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 通信・放送産業動態調査調査票（電気通信事業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる小分類「固定電気通信業」、「移動電気通信業」を営む企業のうち以下を対象とする。登録電気通信事業者（悉皆）、届出電気通信事業者（資本金及び出資金額3,000万円以上の企業）（抽出枠）平成22年度調査：平成21年度通信・放送産業基本調査結果、平成23年度以降の調査：情報通信業基本調査結果

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）80/980 （配布）郵送 （収集）オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）四半期末 （系統）総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）毎四半期末月の翌月10日

【調査事項】 1. 売上高の状況、2. 業況の見通し

【調査票名】 2 - 通信・放送産業動態調査調査票（放送事業用）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）日本標準産業分類に掲げる小分類

「民間放送業」(有線放送業を除く)を営む企業 (抽出枠)平成22年度調査:平成21年度通信・放送産業基本調査結果、平成23年度以降の調査:情報通信業基本調査結果

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)54/550 (配布)郵送 (収集)オンライン・FAX (記入)自計 (把握時)四半期末 (系統)総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)毎四半期末月の翌月10日

【調査事項】 1.売上高の状況、2.業況の見通し

【調査票名】 3 - 通信・放送産業動態調査調査票(有線テレビジョン放送事業用)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)日本標準産業分類に掲げる細分類「有線テレビジョン放送業」を営む企業のうち、資本金及び出資金額3,000万円以上の企業 (抽出枠)平成22年度調査:平成21年度通信・放送産業基本調査結果、平成23年度以降の調査:情報通信業基本調査結果

【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)30/270 (配布)郵送 (収集)オンライン・FAX (記入)自計 (把握時)四半期末 (系統)総務省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)毎四半期末月の翌月10日

【調査事項】 1.売上高の状況、2.業況の見通し

【調査名】 地域児童福祉事業等調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年2月4日

【実施機関】 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

【目的】 認可外保育施設利用世帯票：認可外保育施設を利用する世帯の実態を把握することにより、認可外保育施設における保育内容・保育環境の改善等を図るための基礎資料を得ることを目的とする。

保育所利用世帯票、認可外保育施設調査票：保育所を利用する世帯の保育所の入所状況や父母の就業状況及び認可外保育施設の状況を把握することにより、保育需要の多様化に対応した保育施策の在り方を検討するための基礎資料を得る。

【沿革】 本調査は、平成9年から開始され、市町村事業を対象とする場合は届出統計調査として、施設及び利用世帯（保育所・認可外保育施設）を対象とする場合は承認統計調査として実施されている。

なお、本調査は、4種類の調査票（認可外保育施設利用世帯票、市町村事業票、保育所利用世帯票、認可外保育施設調査票）について毎年順番に実施し、3年で一巡するよう構成されている。（3年のうち1年は、2種類（保育所利用世帯票及び認可外保育施設調査票）残る2年は、それぞれ1種類（認可外保育施設利用世帯票、市町村事業票）の調査票を使用。）

【調査の構成】 1 - 認可外保育施設利用世帯票 2 - 保育所利用世帯票 3 - 認可外保育施設調査票 4 - 市町村事業票

【公表】 認可外保育施設利用世帯票：インターネット（平成24年2月） 保育所利用世帯票、認可外保育施設調査票：インターネット（平成23年2月）

【備考】 本調査は、沿革欄記載のとおり、4種類の調査で構成されており、今回は、認可外保育施設利用世帯票による調査の実施に係る変更である。

なお、市町村事業票による調査に係る新統計法下での初めての承認申請は、平成23年度になされる見込み。

【調査票名】 1 - 認可外保育施設利用世帯票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）認可外保育施設（事業所内保育施設を除く。）の利用世帯 （抽出枠）認可外保育施設調査票による調査の結果から作成した施設名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）16,000 / 180,000 （配布）認可外保育施設経由 （収集）認可外保育施設経由 （記入）自計 （把握時）調査実施年度の2月1日現在（調査事項によって、調査実施年度の1月の状況等） （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 市町村（指定都市及び中核市を除く。） - 認可外保育施設 - 報告者、厚生労働省 - 指定都市・中核市 - 認

可外保育施設 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年2月8日～3月15日

【調査事項】 1.世帯の状況、2.父母の就労状況、3.世帯年収、4.施設利用日数・時間、5.施設利用料、6.認可保育所への入所の検討状況 等

【調査票名】 2 - 保育所利用世帯票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)世帯 (属性)保育所を利用している世帯 (抽出枠)保育所施設名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)17,000/2,300,000 (配布)保育所経由 (収集)保育所経由 (記入)自計 (把握時)調査実施年度の2月1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 福祉事務所 - 保育所 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年1月15日～3月15日

【調査事項】 1.世帯の状況、2.保育所の入所状況、3.父母の就業状況等

【調査票名】 3 - 認可外保育施設調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)認可外保育施設

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)7,300 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年度の2月1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - 市町村 - 報告者、厚生労働省 - 指定都市・中核都市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年月15日～3月15日

【調査事項】 1.施設の名称、2.所在地、3.設置主体、4.通常の開所時間、5.在所児童数、6.従事者数等

【調査票名】 4 - 市町村事業票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)地方公共団体 (属性)市町村(特別区を含む。)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,805 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成20年12月1日現在 (系統)厚生労働省 - 都道府県 - 報告者、厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成20年12月

【調査事項】 1.保育所の有無、2.放課後児童クラブの有無、3.保育所定員の弾力化の状況、4.短時間勤務の保育士の導入状況、5.保育料の収納事務の私人への委託状況、6.幼稚園と保育所の施設の共用化や行事等の連携状況、7.一時預かりについて、8.子育て支援に関する情報提供の状況、9.放課後児童クラブについて

【調査名】 住宅手当緊急特別措置事業全国調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年2月4日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局保護課

【目的】 住宅手当緊急特別措置事業（「住宅手当緊急特別措置事業の実施について」（平成21年7月9日付け社援発0709第7号））に基づく住宅手当を受けていた者の受給状況及び受給後の状況を把握し、住宅手当緊急特別措置事業及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 受給者調査票 2 - 地方自治体調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（平成23年11月30日）

【調査票名】 1 - 受給者調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成21年10月から12月の間に住宅手当緊急特別措置事業による住宅手当の受給を開始し、受給を終了した者（抽出枠）地方自治体が作成する住宅手当受給者リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）326/7,950 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年10月から12月の間に住宅手当の受給を開始した者に関する手当の受給申請前から平成23年1月末日現在までの状況（系統）報告者が指定都市、中核市又は福祉事務所非設置町村から住宅手当を受給した場合：厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 報告者、報告者が指定都市及び中核市以外の市、特別区又は福祉事務所設置町村から住宅手当を受給した場合：厚生労働省 - 都道府県 - 市区町村 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月14日～2月28日

【調査事項】 1．住宅手当申請時点までの状況（離職に該当する就労の状況）、2．住宅手当受給中の状況（1）生活費の対応方法、（2）就職活動について、（3）職業訓練の受講状況、3．住宅手当受給終了後の状況、4．他の支援施策の活用等について、5．その他

【調査票名】 2 - 地方自治体調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）住宅手当緊急特別措置事業の実施主体である地方自治体（都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置している町村）

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年10月から12月の間に住宅手当の受給を開始した者に関する手当の受給申請前から平成23年1月末現在までの状況（系統）受給者調査票の報告者が指定都市、中核市又は福祉事務所非設置町村から住宅手

当を受給した場合：厚生労働省 - 報告者（都道府県・指定都市・中核市）
受給者調査票の報告者が指定都市及び中核市以外の市、特別区又は福祉事務所設置町村から住宅手当を受給した場合：厚生労働省 - 都道府県 - 報告者
（市区町村）

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月14日～2月28日

【調査事項】 1．住宅手当申請時点までの状況（1）申請時の世帯の状況、（2）申請時の住宅の状況、（3）確保した住居の状況、（4）申請時の就労状況、（5）支給決定に関する状況、2．住居手当受給中の状況（1）就職活動について、（2）受給中に新たに就職した場合の就労状況、（3）住宅手当支給の中止、（4）住宅手当支給期間の延長

【調査名】 建設機械動向調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年2月22日

【実施機関】 経済産業省製造産業局産業機械課、国土交通省総合政策局建設施工企画課

【目的】 本調査は、経済産業省及び国土交通省が、建設機械の需要予測、災害復旧計画の策定、建設対策型建設機械の普及等を行うための基礎資料として、国内における建設機械の保有台数及び流通状況の実態を把握することを目的に2年周期で実施しているものである。

【沿革】 本調査は、建設工事統計調査（国土交通省所管の基幹統計調査（当時は建設省所管の指定統計調査））に含まれていた調査事項の一部が、昭和51年に分離され、以後、承認統計調査として毎年実施されていたものであるが、平成2年度調査から2年周期となり、現在に至ったものである。

本調査は、効果的な調査の実施及び調査結果の有効利用の観点から、経済産業省及び国土交通省の共管調査として実施されている。

【調査の構成】 1 - 建設機械動向調査票

【公表】 印刷物及びインターネット（調査実施年度の翌年度7月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更等。

【調査票名】 1 - 建設機械動向調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）建設機械を製造又は販売している企業（抽出枠）（社）日本建設機械工業会及び（社）日本建設機械化協会の会員企業のほか、環境対策型建設機械等の型式届出資料

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）90 （配布）郵送・オンライン （収集）郵送・オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度1年間の実績又は前年度3月末現在 （系統）国土交通省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）2年 （実施期日）平成23年2月～3月

【調査事項】 1. 企業名、2. 企業の所在地、3. 本調査票の記入内容について照会を受けた場合回答できる者、4. 使用者に対する新品建設機械の販売台数、5. 使用者の所有する建設機械に対する管理台数

【調査名】 所得再分配調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年2月23日

【実施機関】 厚生労働省政策統括官付政策評価官室

【目的】 本調査は、社会保障制度及び租税制度による所得再分配の状況や、所得再分配による所得格差の変化の実態を明らかにし、社会保障制度が国民生活にどのように機能しているかを確認し、厚生労働行政の企画立案のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和37年から実施され、その後、昭和42年と昭和47年に実施された後は、3年ごとに実施されている。

また、平成17年調査から調査票が従来の2種類から1種類に変更された。

【調査の構成】 1 - 平成23年所得再分配調査調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（平成25年9月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 平成23年所得再分配調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯及び世帯員 （属性）平成23年国民生活基礎調査の報告者となった世帯及び世帯員 （抽出枠）平成23年国民生活基礎調査の準備調査により設定された単位区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）世帯：12,500 / 50,000 世帯員：32,750 / 131,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年の1年間（1～12月）ただし、介護の給付状況については、調査実施年の7月14日～8月13日（系統）厚生労働省 - 都道府県 - （市・特別区及び福祉事務所を設置する町村） - 福祉事務所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年7月14日～8月30日

【調査事項】 1．性・出生年月、2．拠出金及び受給金の状況（生命保険・損害保険の掛金・保険金、税金等）、3．医療の受療状況（通院又は入院の有無、治療費支払方法等）、4．介護の給付状況、5．保育所の利用状況

【調査名】 労働災害動向調査（平成23年承認）

【承認年月日】 平成23年2月23日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

【目的】 産業別、事業所規模別の災害発生状況を定期的に把握し、その結果から、災害の発生頻度を示す「度数率」及び災害の重さの程度を示す「強度率」等を推計し、労働安全衛生施策の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和27年から毎年実施されている。

【調査の構成】 1 - 事業所調査票 2 - 総合工事業調査票（上半期・下半期）

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：調査実施年の翌年6月、報告書：調査実施年の翌年11月）

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲に農業を追加するとともに、回答方法の一つとしてオンライン調査を追加。

【調査票名】 1 - 事業所調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類による次に掲げる産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する民営及び公営事業所（「農業、林業」については、民営事業所のみ。）及び製造業のうち特定の産業に属し、10～29人の常用労働者を雇用する民営事業所。なお、管理・事務部門のみをもって構成する事業所及び「鉱業、採石業、砂利採取業」のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は除く。「農業、林業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業（総合工事業を除く。）」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）」、「生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。）」、「医療、福祉（病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。）」、「サービス業（他に分類されないもの）（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。）」、ただし、10～29人の常用労働者を雇用する事業所については、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業のみとする。（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）32,000 / 240,000 （配布）郵送 （収集）郵送・オンライン （記入）自計 （把握時）毎年1月1日～12月31日（一部の事項に例外あり）（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)調査の対象となる期間の翌年1月1日～1月20日

【調査事項】 1.事業所の名称及び所在地、2.主な生産品の名称又は事業の内容、3.企業全体の常用労働者数、4.事業所の全労働者数及び常用労働者数、5.調査期間中の全労働者の延べ実労働時間数、6.労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数、7.不休災害被災労働者数

【調査票名】 2 - 総合工事業調査票(上半期・下半期)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)次に掲げる工事の種類に属し、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場。(ア)河川土木工事業、(イ)水力発電施設等新設事業、(ウ)鉄道又は軌道新設事業、(エ)地下鉄建設事業、(オ)橋りょう建設事業、(カ)ずい道新設事業、(キ)道路新設事業、(ク)その他の土木工事業、(ケ)舗装工事業、(コ)建築工事業、(サ)その他の建築事業 (抽出枠)労働保険適用台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,500/8,000 (配布)郵送 (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)上半期調査:毎年1月1日～6月30日、下半期調査:毎年7月1日～12月31日、(一部の事項に例外あり) (系統)厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)半年 (実施期日)上半期調査:調査の対象となる年の7月1日～7月20日、下半期調査:調査の対象となる年の翌年1月1日～1月20日

【調査事項】 1.工事現場の名称、2.主な工事の内容、3.工事の請負金額、4.調査期間中の工事日数、5.調査期間中の工事現場の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数、6.労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数、7.不休災害被災労働者数

【調査名】 法人企業統計調査附帯調査(「リース取引に関する会計基準」の適用について)(平成23年承認)

【承認年月日】 平成23年2月28日

【実施機関】 財務省財務総合政策研究所調査統計部調査統計課

【目的】 本調査は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号。企業会計基準委員会)の改正(平成19年3月30日)を受け、所有権移転外ファイナンスリースにおけるリース物件について、借手側にあつては固定資産の新設額に含まれるリース資産の額を、貸手側にあつては流動資産に含まれるリース投資資産の額を調査し、改正後の同基準の適用がなかった場合の設備投資額の前年同期と比べた増減率を試算し、同基準の改正に伴う影響の実態を把握することを目的とする。

【沿革】 「リース取引に関する会計基準」が平成19年3月30日に改正され、四半期財務諸表に関しては、平成21年4月1日以後開始する事業年度から適用された(ただし、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用することができる。)

これに伴い、所有権移転外ファイナンスリースにおけるリース物件について、借手側においては、改正前はオフバランス処理されることが多かったものが固定資産に計上されることになる一方、貸手側においては、改正前は固定資産として計上されていたものが、当該企業の主目的たる営業取引により発生したものである場合には流動資産に計上されることとなった。

法人企業統計調査(財務省実施の基幹統計調査)の四半期別調査(以下、「本体調査」とする。)では、固定資産の新設額を「設備投資」の一部として扱っている。

そのため、設備投資として計上される数値が、「リース取引に関する会計基準」改正の影響を受けて変動する場合もあると考えられる。

本調査は、このような背景事情を踏まえて、今回、1回限りで実施されるものである。

【調査の構成】 1 - 法人企業統計調査附帯調査(「リース取引に関する会計基準」の適用について)調査票(借手側) 2 - 法人企業統計調査附帯調査(「リース取引に関する会計基準」の適用について)調査票(貸手側)

【公表】 インターネット及び印刷物により公表(平成23年9月)

【調査票名】 1 - 法人企業統計調査附帯調査(「リース取引に関する会計基準」の適用について)調査票(借手側)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)企業 (属性)平成20年4 - 6月期 ~ 22年4 - 6月期に実施した本体調査において、資本金1億円以上で、「リース取引

に関する会計基準の適用により、リースに係る資産を計上した」の設問に1回でも「はい」と答えた法人のうち、固定資産増加額の「新設」の「計」に1以上の額（100万円以上の額）が記入されている法人（抽出枠）法人企業統計調査の四半期別調査結果

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）7,200/36,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成20年4-6月期～22年4-6月期（系統）配布：財務省-報告者 回収：報告者-財務（支）局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局-財務省

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年4月上旬～5月31日

【調査事項】1.改正後の「リース取引に関する会計基準」を四半期財務諸表に最初に適用した時期、2.既に提出を受けた、法人企業統計調査票における固定資産増加額（新設額）のうち、固定資産に新たに計上したリース資産の額（新規契約額のみ）

【調査票名】2-法人企業統計調査附帯調査（「リース取引に関する会計基準」の適用について）調査票（貸手側）

【調査対象】（地域）全国（単位）企業（属性）平成20年4-6月期～22年4-6月期に実施した本体調査において、資本金1億円以上のリース業である法人のうち、当期の「流動資産」の「その他」の欄に1回以上、1以上の額（100万円以上の額）が記入されている法人（抽出枠）法人企業統計調査の四半期別調査結果

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）190/300（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成20年4-6月期～22年4-6月期（系統）配布：財務省-報告者 回収：報告者-財務（支）局・財務事務所・出張所・沖縄総合事務局-財務省

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成23年4月上旬～5月31日

【調査事項】1.改正後の「リース取引に関する会計基準」を四半期財務諸表に最初に適用した時期、2.既に提出を受けた、法人企業統計調査票における貸借対照表上の「流動資産その他」の額のうち、リース投資資産の額（新規契約額のみ）

届出統計調査の受理

(1) 新規

【調査名】 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月4日

【実施機関】 浜松市社会福祉部高齢者福祉課、浜松市社会福祉部介護保険課

【目的】 老人福祉法第20条の8の規定に基づく高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づく介護保険事業計画を「浜松市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」として一体的に策定する上での基礎数値を得るため。

【調査の構成】 1 - 平成22年度高齢者一般調査調査票（一般地域用） 2 - 平成22年度高齢者一般調査調査票（中山間地域用） 3 - 平成22年度高齢化社会に対する意識調査（若年者調査）調査票（一般地域用） 4 - 平成22年度高齢化社会に対する意識調査（若年者調査）調査票（中山間地域用） 5 - 平成22年度在宅要支援・要介護認定者調査調査票（一般地域用） 6 - 平成22年度在宅要支援・要介護認定者調査調査票（中山間地域用） 7 - 平成22年度介護保険サービス未利用者調査調査票（一般地域用） 8 - 平成22年度介護保険サービス未利用者調査調査票（中山間地域用） 9 - 平成22年度介護サービス事業所調査調査票

【備考】 本調査の調査票の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

【調査票名】 1 - 平成22年度高齢者一般調査調査票（一般地域用）

【調査対象】 （地域）浜松市全域 （単位）個人 （属性）介護保険の認定を受けていない65歳以上の者（抽出枠）住民基本台帳及び介護保険システム

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,170/180,000（配布）郵送（取集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年11月1日現在（系統）浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成22年12月3日～12月28日

【調査事項】 1. 本人の状況、2. 健康状態、3. 普段の生活、4. 保健福祉サービスの利用意向、5. 今後の暮らし、6. バス券・タクシー券の見直し

【調査票名】 2 - 平成22年度高齢者一般調査調査票（中山間地域用）

【調査対象】 （地域）浜松市全域 （単位）個人 （属性）介護保険の認定を受けていない65歳以上の者（抽出枠）住民基本台帳及び介護保険システム

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）830/180,000（配布）郵送

(収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成 2 2 年 1 1 月 1 日現在 (系統) 浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3 年 (実施期日) 平成 2 2 年 1 2 月 3 日 ~ 1 2 月 2 8 日

【調査事項】 1 . 本人の状況、2 . 健康状態、3 . 普段の生活、4 . 保健福祉サービスの利用意向、5 . 今後の暮らし、6 . バス券・タクシー券の見直し

【調査票名】 3 - 平成 2 2 年度高齢化社会に対する意識調査 (若年者調査) 調査票 (一般地域用)

【調査対象】 (地域) 浜松市全域 (単位) 個人 (属性) 2 0 歳以上 6 5 歳未満の者 (抽出枠) 住民基本台帳及び介護保険システム

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 2 , 5 0 0 / 4 6 0 , 0 0 0 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成 2 2 年 1 1 月 1 日現在 (系統) 浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3 年 (実施期日) 平成 2 2 年 1 2 月 3 日 ~ 1 2 月 2 8 日

【調査事項】 1 . 本人の状況、2 . 健康状態、3 . 普段の生活、4 . 保健福祉サービスの利用意向、5 . 今後の暮らし、6 . バス券・タクシー券の見直し

【調査票名】 4 - 平成 2 2 年度高齢化社会に対する意識調査 (若年者調査) 調査票 (中山間地域用)

【調査対象】 (地域) 浜松市全域 (単位) 個人 (属性) 2 0 歳以上 6 5 歳未満の者 (抽出枠) 住民基本台帳及び介護保険システム

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 5 0 0 / 4 6 0 , 0 0 0 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成 2 2 年 1 1 月 1 日現在 (系統) 浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3 年 (実施期日) 平成 2 2 年 1 2 月 3 日 ~ 1 2 月 2 8 日

【調査事項】 1 . 本人の状況、2 . 健康状態、3 . 普段の生活、4 . 保健福祉サービスの利用意向、5 . 今後の暮らし、6 . バス券・タクシー券の見直し

【調査票名】 5 - 平成 2 2 年度在宅要支援・要介護認定者調査調査票 (一般地域用)

【調査対象】 (地域) 浜松市全域 (単位) 個人 (属性) 介護保険の認定を受けている者 (施設入所者を除く。) (抽出枠) 住民基本台帳及び介護保険システム

【調査方法】 (選定) 無作為抽出 (客体数) 3 , 0 0 0 / 1 9 , 0 0 0 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成 2 2 年 1 1 月 1 日現在 (系統) 浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3 年 (実施期日) 平成 2 2 年 1 2 月 3 日 ~ 1 2 月 2 8 日

【調査事項】 1 . 本人の状況、2 . 普段の生活、3 . 介護保険サービスの利用状況、4 . 介護者の状況等

【調査票名】 6 - 平成22年度在宅要支援・要介護認定者調査調査票（中山間地域用）

【調査対象】 （地域）浜松市全域 （単位）個人 （属性）介護保険の認定を受けている者（施設入所者を除く。） （抽出枠）住民基本台帳及び介護保険システム

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）500 / 19,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年11月1日現在 （系統）浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成22年12月3日～12月28日

【調査事項】 1 . 本人の状況、2 . 普段の生活、3 . 介護保険サービスの利用状況、4 . 介護者の状況等

【調査票名】 7 - 平成22年度介護保険サービス未利用者調査調査票（一般地域用）

【調査対象】 （地域）浜松市全域 （単位）個人 （属性）介護保険の認定を受けている者で、かつ介護サービス利用がない者 （抽出枠）住民基本台帳及び介護保険システム

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,500 / 3,600 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年11月1日現在 （系統）浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成22年12月3日～12月28日

【調査事項】 1 . 本人の状況、2 . 普段の生活、3 . 介護保険サービスの利用状況、4 . 介護者の状況等

【調査票名】 8 - 平成22年度介護保険サービス未利用者調査調査票（中山間地域用）

【調査対象】 （地域）浜松市全域 （単位）個人 （属性）介護保険の認定を受けている者で、かつ介護サービス利用がない者 （抽出枠）住民基本台帳及び介護保険システム

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）150 / 3,600 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年11月1日現在 （系統）浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成22年12月3日～12月28日

【調査事項】 1 . 本人の状況、2 . 普段の生活、3 . 介護保険サービスの利用状況、4 . 介護者の状況等

【調査票名】 9 - 平成22年度介護サービス事業所調査調査票

【調査対象】 (地域) 浜松市全域 (単位) 事業所 (属性) 平成22年11月1日現在で、介護保険法に基づいて静岡県又は浜松市から指定されている事業所

【調査方法】 (選定) 全数 (客体数) 240 (配布) 郵送 (収集) 郵送 (記入) 自計 (把握時) 平成22年11月1日現在 (系統) 浜松市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 平成22年12月3日～12月28日

【調査事項】 1. 法人・事業所の概要、2. 居宅サービス提供の状況、3. 施設サービス提供の状況、4. 地域密着型サービス提供の状況

【調査名】 鳥取県内貿易実態情報収集調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月7日

【実施機関】 鳥取県商工労働部経済通商総室通商物流室

【目的】 鳥取県内企業の貿易・海外展開の状況及び意向を把握し、県の海外展開支援策の策定等に活用する。

【調査の構成】 1 - 「平成22年度鳥取県内貿易実態情報収集調査」調査票

【調査票名】 1 - 「平成22年度鳥取県内貿易実態情報収集調査」調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）企業 （属性）(財)鳥取県産業振興機構、環日本海経済活動促進協議会の県内会員企業 （抽出枠）(財)鳥取県産業振興機構、環日本海経済活動促進協議会の県内会員企業名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）750 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年1月～12月現在 （系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年6月～7月

【調査事項】 1. 会社の概要、2. 貿易について（輸出）(実績の有無、将来の見込み、品目、金額、輸出国)、3. 貿易について（輸入）(実績の有無、将来の見込み、品目、金額、輸入国)、4. 国際事業展開について（実績の有無、今後の見込み、相手国）、5. 海外進出事業について（実績、見込み、国・事業の概要、目的、今後の相手国）

【調査名】 鳥取県物流実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月7日

【実施機関】 鳥取県商工労働部経済通商総室通商物流室

【目的】 物流コスト低減のためのシステム、物流事業者と荷主との連携による物流効率化のための具体的な取組の提案等に活用する。

【調査の構成】 1 - 物流実態調査アンケート調査票（トラック運送事業者用） 2 - 物流実態調査アンケート調査票（荷主企業用）

【調査票名】 1 - 物流実態調査アンケート調査票（トラック運送事業者用）

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）事業所 （属性）(社)鳥取県トラック協会の会員事業所 （抽出枠）(社)鳥取県トラック協会の会員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）350 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年4月～平成22年3月現在 （系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年6月～7月

【調査事項】 1 . 会社、事業所の概要、2 . 首都圏、関西圏等との定期的な輸送の有無、3 . 輸送業務・保管業務の満足度、問題点、課題、4 . 効率化を進めたい課題の輸送の内容、5 . 輸送の効率化への取組状況、6 . 鳥取自動車道の開通による物流コストへの影響、7 . 環境対策の取組状況と今後の意向

【調査票名】 2 - 物流実態調査アンケート調査票（荷主企業用）

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）事業所 （属性）製造業、卸売業、小売業、水産加工業者、農産物生産者 （抽出枠）事業所名鑑

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,600 / 3,403 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成21年4月～22年3月現在 （系統）鳥取県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年6月～7月

【調査事項】 1 . 会社、事業所の概要、2 . 首都圏、関西圏等との定期的な取引の有無、3 . 物流（輸送・保管等）の満足度、問題点、課題、4 . 効率化を進めたい課題の取引の内容、5 . 物流の効率化への取組状況、6 . 鳥取自動車道の開通による物流コストへの影響、7 . 環境対策の取組状況と今後の意向

【調査名】 市町村歯科健康診査（検診）実績報告（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月10日

【実施機関】 千葉県健康福祉部健康づくり支援課

【目的】 千葉県の歯科保健状況を把握し、「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」のための必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 市町村歯科健康診査（検診）実績報告表

【調査票名】 1 - 市町村歯科健康診査（検診）実績報告表

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）地方公共団体 （属性）千葉県内の全市町村（54市町村）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）54 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年4月1日～3月31日 （系統）千葉県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月下旬～5月末日

【調査事項】 幼児期、妊婦及び成人期の歯科健康診査（検診）のむし歯、歯周疾患等の状況

【調査名】 大阪市産業廃棄物処理実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月10日

【実施機関】 大阪市環境局事業部産業廃棄物規制担当

【目的】 産業廃棄物を排出する事業者を対象にアンケート調査を行うことなどにより、現況の大阪市域の産業廃棄物の発生及び処理状況を把握し、また、これらに関する将来予測を行うことにより、現行の大阪市産業廃棄物処理計画の達成状況を確認するとともに、次期計画の策定における基礎資料とする。

なお、同計画は大阪府産業廃棄物処理計画と協調するものであり、大阪府において行われる大阪府廃棄物処理実態調査に準ずるものである。

【沿革】 本調査は、大阪市産業廃棄物処理計画を策定するため、平成23年から調査が開始された。

本調査は、調査対象の範囲を「大阪市の各事業所」としており、同様の調査「大阪府産業廃棄物処理実態調査」（大阪府）では、調査対象の範囲を「大阪市を除く大阪府全域の各事業所」としている。

ただし、建設業事業所を対象とした調査票（大阪市産業廃棄物処理実態調査票（建設業））については、大阪府の調査では大阪府内の工事から発生した産業廃棄物量を、大阪市の調査では大阪市内の工事から発生した産業廃棄物量を調査する。

【調査の構成】 1 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（建設業） 2 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（建設業以外） 3 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（下水道）

【調査票名】 1 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（建設業）

【調査対象】 （地域）大阪市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」に属する事業所 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,624/9,946 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の前年度1年間 （系統）大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成23年4月上旬～6月下旬

【調査事項】 1. 事業所の概要、2. 元請工事の有無、3. 工事实績、4. 産業廃棄物等の発生の有無、5. 工事現場で発生した廃棄物等の発生量、6. 工事現場又は自社での中間処理、7. 自社処分・処分再利用、委託処理、8. 委託中間処理、9. 自社・委託での資源化

【調査票名】 2 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票（建設業以外）

【調査対象】 (地域)大阪市全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」に属する事業所、大分類「情報通信業」中分類「通信業」に属し、従業員数が30人以上の事業所、大分類「情報通信業」小分類「新聞業」、「出版業」に属する事業所、大分類「運輸業」中分類「鉄道業」、「道路旅客運送業」、「道路貨物運送業」に属する事業所、大分類「運輸業」中分類「水運業」、「航空運輸業」、「倉庫業」、「運輸に附帯するサービス業」に属し、従業員数が300人以上の事業所、大分類「卸売・小売業」小分類「百貨店、総合スーパー」に属し、従業員数が100人以上の事業所、大分類「卸売・小売業」小分類「自動車小売業」、「燃料小売業」に属する事業所、大分類「卸売・小売業」に属する事業所のうち、小分類「百貨店、総合スーパー」、「自動車小売業」、「燃料小売業」以外に属し、従業員が300人以上の事業所、大分類「飲食店、宿泊業」に属し、従業員数300人以上の事業所、大分類「医療、福祉」小分類「病院」、「一般診療所」、「歯科診療所」に属する事業所、大分類「医療、福祉」に属する事業所のうち、小分類「病院」、「一般診療所」、「歯科診療所」以外に属し、従業員数100人以上の事業所、大分類「教育、学習支援業」小分類「高等教育機関」に属する事業所、大分類「サービス業(他に分類されないもの)」小分類「写真業」に属し、従業員数20人以上の事業所、大分類「サービス業(他に分類されないもの)」中分類「学術・開発研究機関」に属し、従業員数10人以上の事業所、大分類「サービス業(他に分類されないもの)」小分類「洗濯業」に属し、従業員数30人以上の事業所、大分類「サービス業(他に分類されないもの)」中分類「自動車整備業」に属する事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)5,577/34,849 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年度1年間 (系統)大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成23年4月上旬～6月下旬

【調査事項】 1.事業所の概要、2.事業内容、3.事業の概要、4.産業廃棄物等の発生の有無、5.自社で発生した廃棄物等の発生量、6.自社での中間処理、7.自社処分・処分再利用、委託処理、8.委託中間処理、9.自社・委託での資源化

【調査票名】 3 - 大阪市産業廃棄物処理実態調査票(下水道)

【調査対象】 (地域)大阪市全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「電気・ガス・熱供給・水道業」小分類「下水道業」に属する事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）6 / 6（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年を含む向こう5年間（各年度1年間）（系統）大阪市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年4月上旬～6月下旬

【調査事項】1．下水道事業所の処理水量、処理能力、処理人口、2．自社で発生した廃棄物等の発生量、3．自社での中間処理、4．自社処分・処分再利用、委託処理、5．委託中間処理

【調査名】 春季賃上げ及び一時金（夏季及び年末）要求・妥結状況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月14日

【実施機関】 愛知県産業労働部労政担当局労働福祉課

【目的】 愛知県内の労働組合のある民間企業の春季賃上げ等要求・妥結状況及び一時金（夏季及び年末）要求・妥結状況の情報を迅速、かつ、的確に収集し、愛知県における労働関連施策の基礎資料にする。また、調査結果を公表することにより、民間企業における労使関係の安定促進に資する。

【調査の構成】 1 - 春季賃上げ等要求・妥結状況調査票 2 - 夏季一時金要求・妥結状況調査票 3 - 年末一時金要求・妥結状況調査票

【調査票名】 1 - 春季賃上げ等要求・妥結状況調査票

【調査対象】（地域）愛知県全域（単位）企業（属性）労働組合のある民間企業（抽出枠）労働組合名簿

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）450/2,400（配布）郵送・FAX・電話・職員（収集）郵送・FAX・電話・職員（記入）自計（把握時）毎年5月下旬までの妥結状況（系統）愛知県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年3月～6月

【調査事項】 1. 事業所属性、2. 労務構成、3. 春季賃上げ要求・妥結状況、4. 一時金等要求・妥結状況、5. 時短等その他の要求・妥結状況

【調査票名】 2 - 夏季一時金要求・妥結状況調査票

【調査対象】（地域）愛知県全域（単位）企業（属性）労働組合のある民間企業（抽出枠）労働組合名簿

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）450/2,400（配布）郵送・FAX・電話・職員（収集）郵送・FAX・電話・職員（記入）自計（把握時）毎年8月初旬までの妥結状況（系統）愛知県 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年7月～8月

【調査事項】 1. 事業所属性、2. 労務構成、3. 要求・妥結状況

【調査票名】 3 - 年末一時金要求・妥結状況調査票

【調査対象】（地域）愛知県全域（単位）企業（属性）労働組合のある民間企業（抽出枠）労働組合名簿

【調査方法】（選定）有意抽出（客体数）450/2,400（配布）郵送・FAX・電話・職員（収集）郵送・FAX・電話・職員（記入）自計（把握時）毎年12月中旬までの妥結状況（系統）愛知県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年11月～12月

【調査事項】 1.事業所属性、2.労務構成、3.要求・妥結状況

【調査名】 通勤に関するアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月14日

【実施機関】 北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

【目的】 北九州市では、企業（事業所）に対して、過度なマイカー通勤から地球環境にやさしい乗り物である公共交通や自転車通勤等への利用転換を教育や啓発を行うことで促す「モビリティ・マネジメント」を来年度から本格的に実施する予定である。

本調査は、JR鹿児島本線の主要鉄道駅（小倉駅、黒崎駅、戸畑駅）周辺地域と日明臨海工業団地に立地している事業所の通勤実態やモビリティ・マネジメント実施への協力意向などを把握するために調査を実施するもの。

【調査の構成】 1 - アンケート調査票

【調査票名】 1 - アンケート調査票

【調査対象】 （地域）北九州市小倉北区、八幡西区、戸畑区 （単位）企業 （属性）JR鹿児島本線の主要鉄道駅（小倉駅、黒崎駅、戸畑駅）周辺地域の企業のうち、従業員を50人以上雇用している企業及び日明臨海工業団地に立地している事業所のうち、従業員を20人以上雇用している企業 （抽出枠）全国商工会議所HP「企業情報データベース」

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）99/7,032 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年2月現在 （系統）北九州市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年3月14日～3月22日

【調査事項】 1. 従業員数、2. 従業員の出勤、退社が最も多い時間帯、3. 通勤手当の支給形態（計算方法）、4. マイカー通勤を認めているか、マイカー通勤者数、5. マイカー通勤者用の駐車場を用意しているか、駐車場の収容台数、6. マイカー通勤者の主な出発地、7. マイカー通勤を抑制するために、貴事業所として可能性のある取り組み、8. マイカー通勤の抑制が難しい理由、9. 「グリーン通勤」への参加協力の可否、10. 「グリーン通勤」への協力が難しい理由

【調査名】 静岡県内企業海外展開状況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月16日

【実施機関】 静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課

【目的】 静岡県内企業の海外事業活動の実態を把握し、今後の産業国際化施策推進の上での基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 静岡県内企業海外展開状況調査 調査票

【調査票名】 1 - 静岡県内企業海外展開状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）静岡県全域 （単位）企業 （属性）静岡県内に本社又は主要な拠点を置く企業 （抽出枠）企業訪問、新聞報道等により整備した、静岡県が保有する企業名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,331 （配布）郵送 （収集）郵送
（記入）自計 （把握時）毎年4月1日現在 （系統）静岡県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月31日

【調査事項】 1. 海外展開状況に関する事項、2. 海外事業所に関する事項

【調査名】 静岡県輸出入状況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月16日

【実施機関】 静岡県経済産業部商工業局企業立地推進課

【目的】 静岡県内企業の輸出入の状況を把握し、今後の産業国際化施策推進の上での基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 静岡県輸出入状況調査 調査票

【調査票名】 1 - 静岡県輸出入状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）静岡県全域 （単位）企業 （属性）静岡県内に本社又は主要な拠点を置く企業 （抽出枠）企業訪問、新聞報道等により整備した、静岡県が保有する企業名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,331 （配布）郵送 （収集）郵送
（記入）自計 （把握時）毎年4月1日現在 （系統）静岡県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年5月31日

【調査事項】 1.輸出入実績に関する事項、2.利用港湾に関する事項、3.貿易為替に関する事項

【調査名】 コミュニティビジネス実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月16日

【実施機関】 千葉県商工労働部経営支援課

【目的】 社会的課題を有償で継続的な活動により解決する担い手として注目されるコミュニティビジネス（以下「CB」という。）について、宅配や移動販売などが、高齢者等の日常の買い物が困難な状況におかれる人々（買い物弱者）にとって、生活に必要なものを入手するために重要であることから、これらCBの現状、課題等や地域住民のニーズなどを洗い出し、更なる活性化に資することを目的とする。

【調査の構成】 1 - 買い物環境に関するアンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 買い物環境に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）千葉県全域 （単位）世帯 （属性）千葉県内の住宅団地や農村部などの中から、年齢構成や地域の特色を勘案の上で選定した3地区（市川市八幡6丁目、茂原市緑町、君津市久留里）の全世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）2,387 / 2,515,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年2月17日現在（系統）千葉県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月17日～2月28日

【調査事項】 1. 回答者の世帯構成、2. 買い物環境等（買い物支援サービスの利用状況含む。）

【調査名】 緑化木需要動向調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月17日

【実施機関】 愛知県農林水産部農林基盤担当局森林保全課

【目的】 緑化用樹木の樹種別、用途別の需要動向及び構造を調査し、緑化行政の基礎資料とする。

【調査の構成】 1 - 緑化木（造園木等）需要動向調査票

【調査票名】 1 - 緑化木（造園木等）需要動向調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）事業所 （属性）愛知県内の造園業団体に所属し、県内に事務所等を置く造園業者 （抽出枠）愛知県造園建設業協会
の名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）50 / 269 （配布）郵送 （取集）
郵送 （記入）自計 （把握時）前年4月1日～3月31日 （系統）愛知県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年4月15日～5月20日

【調査事項】 1．造園（緑化）工事に使用した緑化木類の入手先、2．樹種別の仕入れ内訳、3．県内の公共造園（緑化）工事（公園緑地、道路、公営住宅、その他公共施設）と民間造園工事（工場・事業所、民間住宅）に使用した樹木の本数

【調査名】 大阪・関西の外資系企業の立地動向に関するアンケート調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月21日

【実施機関】 大阪府商工労働部企業誘致推進課

【目的】 大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県及び和歌山県（以下、兵庫県から和歌山県までを「関西」という。）の外資系企業を対象に進出時の経緯や現在の経営状況等について調査、事例分析を行うことにより、進出企業が大阪で安定的に事業を継続できる環境づくりに取り組む。

【調査の構成】 1 - 大阪・関西の外資系企業の立地動向に関するアンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 大阪・関西の外資系企業の立地動向に関するアンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）大阪府、関西 （単位）企業 （属性）1 . 外資系企業総覧に掲載の大阪に本社を置く企業の大阪本社、2 . 外資系企業総覧に掲載の大阪府内に本社以外の事業所を置く企業の大阪拠点となる事業所、3 . 外資系企業総覧に掲載の関西に本社を置く企業の関西本社 （抽出枠）外資系企業総覧2010

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）500 / 760 （配布）郵送（収集）郵送・オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）平成23年1月末現在 （系統）大阪府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成23年2月23日～3月11日

【調査事項】 1 . 近年の景況感について、2 . 大阪・関西への立地要因について、3 . 立地後の満足度について、4 . 今後の事業展開について

(2) 変更

【調査名】 北九州市企業景況調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月4日

【実施機関】 北九州市産業経済局総務政策部産業政策課

【目的】 北九州地区の経済環境は、最近の各種経済指標によると、回復基調にあるものの、そのペースは鈍化している。

また、雇用情勢は、有効求人倍率が上昇を続けているものの、労働需給は厳しい状況が続いている。

この状況から脱却するためには、内外需の回復を待つばかりではなく、地域経済の成長戦略を見据えた、力強い産業の育成や高い付加価値を生み出す産業の創出に取り組み、实体经济の回復を図ることが肝要であるとする。

については、北九州市内の景況を正確に把握し、今後の市の施策に活かすため、「北九州市企業景況調査」を実施するものである。

【調査の構成】 1 - 北九州市企業景況調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 北九州市企業景況調査 調査票

【調査対象】 （地域）北九州市全域 （単位）企業 （属性）北九州市内に本社がある企業 （抽出枠）民間事業者が保有する企業情報

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 8,000 （配布）郵送（収集）郵送 （記入）自計 （把握時）9月調査：調査実施年の7月～9月、2月調査：調査実施年の1月～3月 （系統）北九州市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年2回（9月、2月）（実施期日）9月調査：9月上旬の10日間、2月調査：2月下旬～3月上旬にかけての10日間

【調査事項】 1. 業況、2. 売上・収益・価格等の動き、3. 売上高・収益等の変化、4. 新規採用等の雇用状況、5. 景気の影響、6. 金融機関からの借入れ状況、7. セーフティネット保証について、8. 設備投資の動き、9. 経営上の問題点、10. 景気回復のために北九州市の施策に期待すること等

【調査名】 介護保険事業計画策定に向けての実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月10日

【実施機関】 神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課

【目的】 次期介護保険事業計画策定のための基礎資料と今後の高齢者施策の参考資料にするため。

【調査の構成】 1 - 高齢者一般調査票 2 - 在宅要援護者需要調査票 3 - 特別養護老人ホーム入所（者）に関する実態調査票（施設票） 4 - 特別養護老人ホーム用介護保険施設入所者調査票（個人票A） 5 - 特別養護老人ホーム用介護保険施設入所者調査票（個人票B） 6 - 老人保健施設入所（者）に関する実態調査票（施設票） 7 - 老人保健施設用介護保険施設入所者調査票（個人票A） 8 - 老人保健施設用介護保険施設入所者調査票（個人票B） 9 - 介護療養型医療施設入院（者）に関する実態調査票（施設票） 10 - 介護療養型医療施設用介護保険施設入院者調査票（個人票A） 11 - 介護療養型医療施設用介護保険施設入院者調査票（個人票B） 12 - 特定施設入居（者）に関する実態調査票（施設票）

【備考】 今回の変更は、1．特定施設入居（者）に関する実態調査票（施設票）の追加、2．高齢者一般調査票、在宅要援護者需要調査票、特別養護老人ホーム入所（者）に関する実態調査票（施設票）、特別養護老人ホーム用介護保険施設入所者調査票（個人票A）、老人保健施設入所（者）に関する実態調査票（施設票）、老人保健施設用介護保険施設入所者調査票（個人票A）、介護療養型医療施設入院（者）に関する実態調査票（施設票）及び介護療養型医療施設用介護保険施設入院者調査票（個人票A）における調査事項の一部変更並びに調査全体として報告を求める期間の変更。

【調査票名】 1 - 高齢者一般調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）一般高齢者 （抽出枠）介護保険の第1号被保険者データ

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）8,000 / 291,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成23年1月1日現在 （系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）平成23年1月14日～2月9日

【調査事項】 1．本人・世帯の状況、2．健康・介護予防に関する状況、3．日常生活に関する状況、4．地域活動やボランティア活動への参加状況、5．将来の介護や介護保険施設、住まいに関する状況、6．介護保険料の状況、7．サービスの利用状況、8．介護をしている方の状況

【調査票名】 2 - 在宅要援護者需要調査票

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)個人 (属性)要介護(要支援)認定者のうち、介護保険施設に入所していない者 (抽出枠)介護保険の受給者データ

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)7,600/56,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年1月1日現在 (系統)神戸市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年1月14日~2月9日

【調査事項】 1.本人・世帯の状況、2.健康・介護予防に関する状況、3.日常生活に関する状況、4.地域活動やボランティア活動への参加状況、5.将来の介護や介護保険施設、住まいに関する状況、6.介護保険料の状況、7.サービスの利用状況、8.介護をしている方の状況

【調査票名】 3 - 特別養護老人ホーム入所(者)に関する実態調査票(施設票)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)特別養護老人ホーム (抽出枠)神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)82 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年1月1日現在 (系統)神戸市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年1月14日~2月9日

【調査事項】 1.施設、職員に関する状況、2.入所者、退所者に関する状況、3.口腔ケアに関する状況、4.看取り看護に関する状況、5.高齢者虐待防止に関する状況、6.介護支援ボランティア活動に関する状況、7.地域への施設開放に関する状況

【調査票名】 4 - 特別養護老人ホーム用介護保険施設入所者調査票(個人票A)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)特別養護老人ホーム (抽出枠)神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)82 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年1月1日現在 (系統)神戸市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年1月14日~2月9日

【調査事項】 1.入所者に関する状況、2.在宅復帰に関する状況、3.認知症高齢者に関する状況、4.利用者負担状況

【調査票名】 5 - 特別養護老人ホーム用介護保険施設入所者調査票(個人票B)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)特別養護老人ホーム (抽出枠)神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)82 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年1月1日~12月31日 (系統)神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年1月14日~2月9日

【調査事項】 1.退所者に関する状況、2.在宅復帰に関する状況

【調査票名】 6-老人保健施設入所(者)に関する実態調査票(施設票)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)老人保健施設 (抽出枠)神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)49 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年1月1日現在 (系統)神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年1月14日~2月9日

【調査事項】 1.施設、職員に関する状況、2.入所者、退所者に関する状況、3.口腔ケアに関する状況、4.医療が必要な入所者に関する状況、5.ターミナルケアに関する状況、6.高齢者虐待防止に関する状況、7.介護支援ボランティア活動に関する状況、8.地域への施設開放に関する状況

【調査票名】 7-老人保健施設用介護保険施設入所者調査票(個人票A)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)老人保健施設 (抽出枠)神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)49 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年1月1日現在 (系統)神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年1月14日~2月9日

【調査事項】 1.入所者に関する状況、2.在宅復帰に関する状況、3.認知症高齢者に関する状況、4.利用者負担状況

【調査票名】 8-老人保健施設用介護保険施設入所者調査票(個人票B)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)老人保健施設 (抽出枠)神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)49 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年1月1日~12月31日 (系統)神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年1月14日~2月9日

【調査事項】 1.退所者に関する状況、2.在宅復帰に関する状況

【調査票名】 9-介護療養型医療施設入院(者)に関する実態調査票(施設票)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)介護療養型医療施設 (抽出枠)神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)19 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年1月1日現在 (系統)神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年1月14日~2月9日

【調査事項】 1.施設、職員に関する状況、2.入所者、退所者に関する状況、3.口腔ケアに関する状況、4.療養病床の再編成に関する状況、5.高齢者虐待防止に関する状況、6.介護支援ボランティア活動に関する状況

【調査票名】 10 - 介護療養型医療施設用介護保険施設入院者調査票(個人票A)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)介護療養型医療施設 (抽出枠)神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)19 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年1月1日現在 (系統)神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年1月14日~2月9日

【調査事項】 1.入所者に関する状況、2.在宅復帰に関する状況、3.認知症高齢者に関する状況、4.利用者負担状況

【調査票名】 11 - 介護療養型医療施設用介護保険施設入院者調査票(個人票B)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)介護療養型医療施設 (抽出枠)神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)19 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年1月1日~12月31日 (系統)神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年1月14日~2月9日

【調査事項】 1.退所者に関する状況、2.在宅復帰に関する状況

【調査票名】 12 - 特定施設入居(者)に関する実態調査票(施設票)

【調査対象】 (地域)神戸市全域 (単位)事業所 (属性)特定施設 (抽出枠)神戸市介護保険施設一覧

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)69 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成23年1月1日現在 (系統)神戸市-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成23年1月14日~2月9日

【調査事項】 1.施設、職員に関する状況、2.入所者、退所者に関する状況、3.口腔ケアに関する状況、4.医療が必要な入所者に関する状況、5.高齢者虐待防止に関する状況、6.介護支援ボランティア活動に関する状況、7.地

域への施設開放に関する状況

【調査名】 札幌市人口移動実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月14日

【実施機関】 札幌市市長政策室政策企画部企画課

【目的】 札幌市内への転入者、市外への転出者及び市内における転居者を対象に、その移動の理由、移動前後の住居の状態、就業状態など、国勢調査では把握できないような項目を調査することによって、市内外における人口移動の実態を明らかにし、その調査結果を今後の住宅、土地利用、交通等の各種行政施策や学術研究機関における研究等に役立てることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 転入・転居者用調査票 2 - 転出者用調査票

【備考】 今回の変更は、すべての調査票に係る調査対象の属性的範囲の縮小、報告者数の削減及び調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 転入・転居者用調査票

【調査対象】 （地域）札幌市全域 （単位）世帯 （属性）調査実施年度の毎月第3週目の2日間（原則月曜日及び火曜日）に、札幌市外から市内への転入又は市内における転居を届け出た世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）15,000 / 17,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）移動の前後（系統）札幌市 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年4月～24年3月

【調査事項】 1. 移動主因者について（1）新住所、旧住所、移動年月、（2）移動前後の世帯員数、（3）移動前後の世帯類型、（4）移動前後の住宅の所有関係、（5）移動前後の住宅の建て方、（6）旧住所の居住年数、（7）主たる居住地、（8）移動前後の通勤時間、（9）移動理由、2. 移動世帯員全員について（1）性別、（2）年齢、（3）配偶者の有無、（4）移動主因者との続柄、（5）移動前後の就業（就学）状態、（6）就業者の移動前後の産業分類、（7）就業者の移動前後の職業分類

【調査票名】 2 - 転出者用調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）調査実施年度の毎月第3週目の2日間（原則月曜日及び火曜日）に送付を受けた転入通知に記載されている札幌市内から市外への転出世帯（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）5,000 / 6,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）移動の前後（系統）札幌市 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年4月～24年3月

【調査事項】 1. 移動主因者について(1)新住所、旧住所、移動年月、(2)移動後の世帯員数、(3)移動前後の世帯類型、(4)移動前後の住宅の所有関係、(5)移動前後の住宅の建て方、(6)旧住所の居住年数、(7)主たる居住地、(8)移動前後の通勤時間、(9)移動理由、2. 移動世帯員全員について(1)性別、(2)年齢、(3)配偶者の有無、(4)移動主因者との続柄、(5)移動前後の就業(就学)状態、(6)就業者の移動前後の産業分類、(7)就業者の移動前後の職業分類

【調査名】 岐阜県輸出関係調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月17日

【実施機関】 岐阜県総合企画部統計課

【目的】 岐阜県内において製造された製品の輸出の実態を明らかにするための基礎資料を得ること。

【調査の構成】 1 - 岐阜県輸出関係調査 輸出調査票

【備考】 今回の変更は、調査周期（工業統計調査の実施年に限定）の変更。

【調査票名】 1 - 岐阜県輸出関係調査 輸出調査票

【調査対象】 （地域）岐阜県全域 （単位）事業所 （属性）工業統計調査の調査の範囲に含まれる事業所のうち、従業者4人以上であり、かつ、製品又は半製品を原形のまま輸出している事業所 （抽出枠）工業統計調査準備調査名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）350 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）調査実施年の12月31日現在 （系統）岐阜県 - 市町村 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年（工業統計調査の実施年に限る。） （実施期日）調査実施年の12月中旬～1月下旬

【調査事項】 1 . 調査対象事業所に関する事項(1) 調査対象事業所の名称及び所在地、(2) 従業者数、(3) 製造品出荷額、2 . 輸出品に関する事項(1) 直接輸出額とその輸出港別内訳及び取引先業態別内訳、(2) 間接輸出額とその出荷先別内訳、(3) 品目別輸出額とその輸出先地域別内訳

【調査名】 岩手県生産動態統計調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月17日

【実施機関】 岩手県政策地域部調査統計課

【目的】 岩手県内における鉱工業生産動向を早期、かつ、総合的に把握し、産業経済振興の基礎資料とするため「岩手県鉱工業生産指数」を毎月作成・公表しているが、経済産業省生産動態統計調査において本県で対象となっていない品目があることから、その実態について把握しようとするもの。

【調査の構成】 1 - 岩手県生産動態統計調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査指定品目の追加。

【調査票名】 1 - 岩手県生産動態統計調査 調査票

【調査対象】 （地域）岩手県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業，採石業，砂利採取業」、「製造業」に属する事業所のうち、調査指定品目を生産する事業所 （抽出枠）平成17年工業統計調査の結果から、製造品出荷額の多い事業所

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）48 / 700 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）岩手県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月 （実施期日）翌月10日（調査員経由は翌月5日まで。）

【調査事項】 1．生産品の月間生産高及び月間出荷高並びに月末在庫高、2．原材料の月間受入高、月間投入高、月間消費高及び他工場への引渡高並びに月末在庫高、3．月末現在従業者数

【調査名】 大阪府産業廃棄物処理実態調査（平成23年届出）

【受理年月日】 平成23年2月21日

【実施機関】 大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課

【目的】 産業廃棄物を排出する事業者を対象にアンケート調査を行うことなどにより、現況の大阪府域の産業廃棄物の発生及び処理状況を把握し、また、これらに関する将来予測を行うことにより、現行の大阪府廃棄物処理計画の達成状況を確認するとともに、次期計画の策定における基礎資料とする。

【沿革】 本調査は、平成13年から開始された。

本調査は、平成23年に、「大阪市産業廃棄物処理実態調査」(大阪市)が開始されたことにより、調査対象の範囲が「大阪府全域の各事業所」から「大阪市を除く大阪府全域の各事業所」に変更された。

ただし、建設業事業所を対象とした調査票(大阪府産業廃棄物処理実態調査票(建設業))については、「大阪府全域の各事業所」を対象としており、大阪府の調査では大阪府内の工事から発生した産業廃棄物量を、大阪市の調査では大阪市内の工事から発生した産業廃棄物量を調査する。

【調査の構成】 1 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票(建設業) 2 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票(浄水場) 3 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票(下水道業) 4 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票(建設業以外)

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲から大阪市を一部除外及び調査事項の一部変更等。

【調査票名】 1 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票(建設業)

【調査対象】 (地域)大阪府全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」に属する事業所 (抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,600/25,730 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)調査実施年の前年度1年間 (系統)大阪府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成23年4月下旬～6月下旬

【調査事項】 1.事業所の概要、2.元請工事の有無、3.工事实績、4.産業廃棄物等の発生の有無、5.工事現場で発生した廃棄物等の発生量、6.工事現場又は自社での中間処理、7.自社処分・処分再利用、委託処理、8.委託中間処理、9.自社・委託での資源化

【調査票名】 2 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票(浄水場)

【調査対象】 (地域)大阪市を除く大阪府全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産

業分類に掲げる大分類「電気・ガス・熱供給・水道業」小分類「上水道業」
に属する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）53（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）調査実施年を含む向こう5年間（各年度1年間）（系統）
大阪府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年4月下旬～6月下旬

【調査事項】1. 将来活動量指標、2. 将来発生・処理状況

【調査票名】3 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票（下水道業）

【調査対象】（地域）大阪市を除く大阪府全域（単位）事業所（属性）日本標準産
業分類に掲げる大分類「電気・ガス・熱供給・水道業」小分類「下水道業」
に属する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】（選定）全数（客体数）69（配布）郵送（収集）郵送（記入）
自計（把握時）調査実施年を含む向こう5年間（各年度1年間）（系統）
大阪府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年4月下旬～6月下旬

【調査事項】1. 将来活動量指標、2. 将来発生・処理状況

【調査票名】4 - 大阪府産業廃棄物処理実態調査票（建設業以外）

【調査対象】（地域）大阪市を除く大阪府全域（単位）事業所（属性）日本標準産
業分類に掲げる大分類「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」
に属する事業所、大分類「情報通信業」中分類「通信業」に属し、従業員数
が30人以上の事業所、大分類「情報通信業」小分類「新聞業」、「出版業」
に属する事業所、大分類「運輸業」中分類「鉄道業」、「道路旅客運送業」、「道
路貨物運送業」に属する事業所、大分類「運輸業」中分類「水運業」、「航空
運輸業」、「倉庫業」、「運輸に附帯するサービス業」に属し、従業員数が30
0人以上の事業所、大分類「卸売・小売業」小分類「百貨店、総合スーパー」
に属し、従業員数が100人以上の事業所、大分類「卸売・小売業」小分類
「自動車小売業」、「燃料小売業」に属する事業所、大分類「卸売・小売業」
に属する事業所のうち、小分類「百貨店、総合スーパー」、「自動車小売業」、
「燃料小売業」以外に属し、従業員が300人以上の事業所、大分類「飲食
店、宿泊業」に属し、従業員数300人以上の事業所、大分類「医療、福祉」
小分類「病院」、「一般診療所」、「歯科診療所」に属する事業所、大分類「医
療、福祉」に属する事業所のうち、小分類「病院」、「一般診療所」、「歯科診
療所」以外に属し、従業員数100人以上の事業所、大分類「教育、学習支
援業」小分類「高等教育機関」に属する事業所、大分類「サービス業（他に

分類されないもの)」小分類「写真業」に属し、従業員数20人以上の事業所、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」中分類「学術・開発研究機関」に属し、従業員数10人以上の事業所、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」小分類「洗濯業」に属し、従業員数30人以上の事業所、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」中分類「自動車整備業」に属する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）14,300/85,903（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の前年度1年間（系統）大阪府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成23年4月下旬～6月下旬

【調査事項】1.事業所の概要、2.事業内容、3.事業の概要、4.産業廃棄物等の発生の有無、5.自社で発生した廃棄物等の発生量、6.自社での中間処理、7.自社処分・処分再利用、委託処理、8.委託中間処理、9.自社・委託での資源化

(参考)

基幹統計の指定

統計の名称	作成者	指定内容	指定年月日
生命表	厚生労働大臣	基幹統計としての新規指定	H23.2.17 (この指定は、平成23年度に公表するものから効力を生ずる。) 注：官報掲載はH23.3.2

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った基幹統計の指定内容について掲載したものである。